

事 務 連 絡
平成20年 9 月 29日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

中国産乳及び乳製品並びにこれらを原材料とする加工食品についての
検査命令の実施について

標記については、平成20年9月26日付け食安輸発第0926002号にて通知したところですが、中国において製造・加工された食品であって、原材料に含まれる乳又は乳製品が中国以外の国又は地域で製造されたものであり、かつ、輸入者より当該原材料の中国への輸入時及び加工施設への仕入れ時のロットの同一性が確認できる資料等の提示がなされた場合にあっては、メラミンに係る検査命令の対象としないこととしますので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく願います。

なお、上記取扱いについては、今後、中国側において確認及び証明がなされるよう、中国政府と協議を進めることとしています。